

有田市立小中学校 校内LAN及びタブレットパソコン等構築業務に関する質疑応答について

| | 質問事項 | 回答 |
|---|--|---------------------|
| 1 | 「学校からの障害対応の依頼を受けた場合は、通常の営業時間内（祝日・年末年始などを除く、月～金曜日9：00～17：00の間）において2時間以内に一時対応を行い、必要に応じた復旧に着手すること。」とありますが、その前文に引き続いた内容でありネットワーク機器の不具合のみの対応という認識でよいのか。 | お見込みのとおりです。 |
| 2 | 「学校からの障害対応の依頼を受けた場合は、通常の営業時間内（祝日・年末年始などを除く、月～金曜日9：00～17：00の間）において2時間以内に一時対応を行い、必要に応じた復旧に着手すること。」とありますが、この場合における一時対応とは学校への電話連絡でよいのか。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 | (3) 校内LAN配線③「情報コンセントを専有することがないよう」と記載されておりますが、体育館用アクセスポイント設置の際は、その処理は不要という認識でよいのか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | (7) タブレット充電保管庫台数について、別紙2 機器使用書P2保田中学校台数が「4台」となっているが、別紙4 タブレット充電保管庫台数詳細保田中学校に納入する新規タブレット充電保管庫の台数（黄色の網掛け数）が5台分となっている。どちらが正しいのか。 | 「4台」が正しい台数となっております。 |
| 5 | ネットワーク体系変更（サイバーリンクス様）とあるか、サイバーリンクス社に見積依頼するという認識で宜しいか。 | お見込みのとおりです。 |